

足立区少年団体連合協議会規約(案)

(名称及び所在地)

第1条 この会は、足立区少年団体連合協議会と称し、事務所を会長宅に、連絡所を足立区青少年センターにおく。

(組織)

第2条 この会は、次の各団体をもって構成する。

1. 地区少年団体協議会
2. スポーツ少年団

(目的)

第3条 この会は、第2条の各団体の連絡を密にし、各団体の向上発展と青少年の健全な育成を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 各団体相互の協調、連絡に関する事。
2. 各団体の調査、研究並びに広報に関する事。
3. 各団体の指導者養成並びに研修に関する事。
4. 少年団体合同事業開催に関する事。
5. その他、この会の目的達成に必要な事。

(会員)

第5条 この会は、第2条の各団体に所属する各単位団体の育成者会員を会員とする。ただし、この会の趣旨に賛同し、常任理事会の承認を受けた団体の育成者会員を準会員とする。

(役員)

第6条 この会は、次の役員をおく。

1. 会長 1名 副会長 若干名 会計 2名 書記 2名
会計監事 2名
2. 事務局長 1名 総務部長 1名 調査広報部長 1名
研修事業部長 1名 育成部長 1名

役員は、常任理事会において常任理事並びに会員若しくは経験者の中から選出し、総会で承認を受ける。

事務局長は、副会長の中から会長が指名する者が兼任する。

(職務及び任期)

第7条 この会の役員の任務及び任期は、次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任理事は、この会の企画運営について協議し、決定する。
4. 会計は、経理をつかさどり、会計監事は、会計を監査する。
5. 書記は、会議等の書記をつかさどる。
6. 事務局長は、事務局を代表し、局務を総括する。
7. 総務部長は、各種事業の推進、連絡、調整、組織の運営の他、他の部に属さない業務を担当する。
8. 調査広報部長は、各団体の調査研究、広報(ニュース発行を含む)に関する業務を担当する。
9. 研修事業部長は、この会の全区的規模で行なう事業および研修に関する業務を担当する。

10. 育成部長は、ジュニアリーダー養成のための事業および研修に関する業務を担当する。

各役員の任期は2ヶ年とするが、再任を妨げない。役員の欠員を生じ、支障ある場合に限り、補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第8条 役員会は、次の役員をもって構成する。

会長、副会長、会計、書記、事務局長、総務部長、調査広報部長、事業研修部長、育成部長

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、次の団体代表及び第6条の役員をもって構成する。

1. 地区少年団体協議会 各1名
2. スポーツ少年団 1名

(会議)

第10条 会議は、総会・常任理事会・役員会とする。

1. 総会は年1回開き、会長がこれを招集する。ただし、必要がある場合は、会長がこれを招集し、臨時総会を開くことができる。
2. 役員・常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事)

第11条 会の会議は、次により行う。

1. 総会は、第2条の各団体に所属する各单位団体の代表により構成し、その半数以上(ただし、委任状を含む)の出席により成立する。
2. 役員会は、役員半数以上の出席を必要とする。
3. 常任理事会は、常任理事半数以上の出席を必要とする。
4. 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 準会員の代表者は、総会並びに常任理事会に出席し、意見をのべることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(顧問及び相談役)

第12条 この会に、常任理事会の推薦により、総会の承認を受け、顧問・相談役をおくことができる。

1. 顧問・相談役は、会長の諮問に応ずる。
2. 顧問・相談役は、随時常任理事会に出席し、意見をのべることができる。
3. 顧問は名誉顧問・常任顧問・顧問とする。

(経費)

第13条 この会の経費は、会費、分担金、その他をもってあてる。

会費、分担金は、第2条の各団体から常任理事会の定める基準により納入することとする。

(事務局の設置)

第14条 この会は、第4条の事業を推進するため、事務局を設置する。

(事務局員)

第15条 事務局に第6条第2項の役員をおく。

2. 事務局に事務局次長及び部員をおくことができる。

(事務局員の職務等)

第16条 事務局次長は事務局長の業務を補佐するために、事務局長の指名により、これをおくものとする。

2. 部員は部長の業務を補佐するために、会員中より部長または常任理事の推薦を受けかつ事務局長の承認により、各部にこれをおくものとする。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(資格の喪失)

第18条 この会に入会し、また脱退しようとするときは、文書により届出て、常任理事会の承認を得なければならない。

(帳簿)

第19条 この会に、次の帳簿を備えて記録する。

1. 加盟団体名簿
2. 会計簿
3. 会議録

(会則の変更)

第20条 この規約は、総会によって改正することができる。

付則

この規約は、平成2年6月23日から実施する。

付則

この規約は、平成9年6月1日から施行する。

付則

この規約は、平成13年6月1日から施行する。

付則

この規約は、平成17年6月4日から施行する。

付則

この規約は、平成19年6月9日から施行する。

付則

この規約は、平成21年6月6日から施行する。